装置等のスマート農業技術の導入が進んでいる。令和６年６月には、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応し、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和６年法律第 63 号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）が成立、同年 10 月１日に施行されたところである。

また、技能実習生及び特定技能外国人数は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用が進展しているほか、労働力や休日を確保したゆとりある経営の実現に向けて、外部支援組織の活用や、複数の経営体による協業も含めた法人化への取組も進んでいる。

特に家族経営における休日の確保や傷病時の経営継続に不可欠な酪農・肉用牛ヘルパーは、農家戸数が減少する中、その制度の維持・強化を図るため、ヘルパー利用組合の運営改善や広域化等による組織強化を推進する必要がある。また、酪農ヘルパーの人材確保のためには、賃金、休日、保険、福利厚生等、他業界に比べて遜色のない雇用条件の整備だけでなく、技術や経験に応じた昇給・昇進制度や農家とヘルパー間の円滑なコミュニケーションによる働きやすい環境の整備も重要である。

労働力不足への対応については、生産コスト低減や収益性向上にも効果を発揮する子牛の哺育・育成を行うキャトルステーション（CS）や繁殖雌牛の分娩・種付けまで行うキャトルブリーディングステーション（CBS）の更なる活用を推進する。

さらに、労働負担の軽減、生産性の向上を図るため、費用対効果を十分に検討した上で、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定等を通じ、省力化機器の導入を推進する。

外国人材については、令和６年６月に公布された「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用を進めるためにサポート体制の充実を図る。

（３）家畜衛生対策の充実・強化

① 水際検疫の徹底

口蹄疫等の越境性疾病は、日本近隣のアジア諸国に広く浸潤しており、依然として我が国に侵入するリスクは極めて高い。また、訪日外国人が増加している中、国は、水際対策を強化して悪性伝染性疾病の侵入防止に取り組んでいるところであり、旅客の携帯品や国際郵便における違反畜産物の摘発件数が増加している。今後も、訪日・在留外国人の増加、EC（電子商取引）を利用した国際郵便の活発化等による、国際的な人流・物流の増加や、新たな国際空海港の開設等により、ヒトやモノの往来が一層頻繁になることが予想される。このように、侵入経路が多様化し、家畜伝染病の侵入リスクが増大する中、より効果的・効率的な水際措置を実施する必要がある。

このため、家畜伝染病の侵入警戒体制の強化・効率化に加え、より確実で効果的な水際の措置の実施に向けて取り組む。具体的には、そもそも日本に持ち込ませないための対策として出国前広報等の周知徹底、AI を活用した X 線検査技術の導入や書類偽装等を防止する動植物検疫証明書の電子化等先端技術の活用による検査、警察や他の CIQ 関係機関とのより緊密に連携した違反者及び違反品の摘発強化等、反復・組織的と思われる持込みへの対応を含め水際検疫の更なる強化に取り組む。

② 国内防疫の徹底

国内での家畜の伝染性疾病の発生予防や生産性向上のためには、飼養衛生管理の徹底が重要である。

このため、国は、ワクチンを始めとした予防技術の開発等を進めつつ、これまでの発生事例の検証や専門家による研究等で得られた知見やデータを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の不断の点検・向上等を推進する。また、飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種や淘汰等の取組を推進し、農場、都道府県の家畜保健衛生所、臨床獣医師や関係団体が連携した取組を支援する。

さらに、海外における疾病発生情報を収集するとともに、万が一の国内での発生に備え、病気の特徴等に係る農家への適切な情報発信、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備等について、国は、農家、都道府県や関係団体と一体となって推進する。また、疾病が発生した際、発生農家がすみやかに経営を再開し、持続的な生産が可能となるよう、適切な支援に取り組む。

③ 獣医療提供体制の整備

産業動物臨床及び家畜衛生行政に従事する産業動物獣医師は、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担うだけでなく、繁殖技術指導など獣医師の専門知識・技術を活用した生産獣医療を提供し、酪農及び肉用牛生産を始めとした畜産経営に不可欠な存在である。しかしながら、獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野等に就職していることから、産業動物獣医師が不足し、地域の獣医療提供体制が脆弱化している。

このため、今後とも適切な獣医療を受診でき、生産者が畜産業を安心して継続できるよう、国は、獣医系大学との連携強化、修学資金の給付や職業紹介・インターンシップの支援等の学生向けの対策、転職支援や研修などの就